R５.12.12

令和６年度　「やさしい日本語」普及啓発支援補助金(共通)　概要（案）

１　目的

本県における外国人数は増加傾向にあり、今後も技能実習制度の見直し・特定技能２

号対象分野の拡大に伴う外国人労働者の長期雇用と家族帯同の加速等により、外国人県

民の増加が見込まれる。

外国人県民数の増加・多国籍化に伴い、一定言語の通訳者を配置するなどの取組だけ

では、外国人県民からの相談などに対応しきれなくなっている。

「やさしい日本語」の普及により、外国人県民が学習した日本語を活用してコミュニ

ケーションを図り、情報収集ができる環境づくりが促進されるだけでなく、外国人を受

け入れる日本人側の意識変容を促し、結果として、地域社会の活性化に繋がっていくこ

とが期待される。

そこで、県内の市町村や外国人を雇用する企業などによる、「やさしい日本語」の普

及啓発を推進する取組への補助を実施する。

２　補助概要

（１）補助事業者

次のとおりとする（以下「市町村等」という。）。

・市町村

・市町村国際交流団体（市町村が事務局を担うなど、実質的に市町村が運営に関与して

いるもの）

・企業（県内に営業所を有する企業で、外国人を雇用するもの）

・複数の企業等を取りまとめ、広域的に実施するＮＰＯ法人等

（２）補助対象事業

　　市町村等が行う、「やさしい日本語」の普及啓発を推進するための事業

例：職員・従業員向け研修会、中核となる人材の育成、啓発グッズの作成、「やさし

い日本語」での情報発信など

（３）補助対象経費

　　報償費、旅費、会場使用料、印刷製本費、消耗品、役務費、事業の全部又は一部を委託

する際に必要な委託費

※ただし、備品に類する物品の購入費、飲食に係る経費（講師等のための飲料水を除

く。）は対象外。

　　　※翻訳ツール等の導入経費は対象外。

　　　※委託費は、市町村のみ対象。

（４）補助金の額

　　補助対象経費から収入額を控除した額に対し補助率**１／２**を乗じた額。

　　　※補助限度額：10万円を上限、１万円を下限とする

（５）補助要件

・市町村等の職員、企業の従業員、地域住民等を対象に、「やさしい日本語」の普及啓

発を行うこと。

　　・事前に、県から紹介する地域日本語教育コーディネーター等のアドバイスを受け、事

業内容等を検討したうえで、実施すること。

・事業を実施する過程で、市町村等の組織内で、今後の「やさしい日本語」普及啓発の

中核となる人材の育成（県が実施する研修会・勉強会への参加等）を念頭に置くこ

と。

（６）補助対象期間

　　　交付決定の日から令和７年２月末

３　その他

・事業の実施にあたり、市町村等からの求めに応じ、県から地域日本語教育コーディネー

ター等を無償で派遣し、実施方法などに係る相談・支援を行うことが可能です（無償で

の派遣時間などは、個別に要相談。研修会等における講師として依頼する場合には、有

償となります。）。

　・講師等は、県から人材を紹介することが可能です。

　・研修会等の実施にあたり、市町村（市町村国際交流団体、企業、NPO法人等は除く）

の場合、国際交流協会やＮＰＯ等への団体に委託する場合も、委託費が補助の対象とな

ります。

４　標準的な実施例（研修会）と経費の目安

○人員体制

　　　講師　１人

受講生　20～50人程度　※活動の内容によります

○経費（研修会を３回開催した場合）

　　　講師報償費・本番　8,000円×３時間×3回×1人　＝　72,000円

※３時間＝本番２時間＋直前打合せ１時間

　　　講師報償費・事前打合せ　4,000円×１時間×３回×１名　＝　12,000円

　　　講師旅費　　　2,000円×６回×1人　＝　12,000円

　　　外国人協力者謝金　1,000円×３回×３名　＝　9,000円

会場費　　　　5,000円×3回　＝　15,000円

消耗品　　　　5,000円

　　　　　⇒　**補助対象経費：１２５千円**

**補助額　　　：　６２千円**

※目安としてお示ししたものであり、必ずしもこのとおり実施する必要はありません。

５　スケジュール（事業開始までの流れ）

Ｒ６年２月～　補助金要望調査（周知期間）

４月～　地域日本語教育コーディネーター等事前相談

５月～　県に補助金の申請

随時、県が交付決定

交付決定後、教室開始